

# 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備

## 目的

- ①和歌山市における課題
  - ・学校教育法施行令第22条の3に該当する児童生徒が地域の学校で学ぶことに伴うインクルーシブ教育システム構築に向けた特別支援教育の推進。
  - ・支援を必要とする児童生徒の特性が個によってさまざまなため、寄り添った支援が追いつかない状況がある。
- ②課題から設定した目的
  - ・特別支援学級や通常の学級に在籍する児童生徒への合理的配慮に関する必要な情報の収集・提供をもとに、教職員の専門性を高めるとともに校内の支援体制を構築する。
  - ・幼稚園訪問等から支援を必要とする幼児の早期共有と支援への取りかかりやスムーズな小学校入学に向けた連携等を実施する。



## 成果

- ①得られた成果
  - ・支援を必要とする児童生徒の学習上または生活上の困難さを分析し、学校、保護者、合理的配慮専門員で協議することにより、適切な学びの場の検討や校内支援体制の改善と充実につながった。
  - ・幼稚園訪問により早期把握、早期支援へつなげることができた。
- ②今後の取組
  - ・学校からのSOS後の訪問では、なかなか先手を打つことが難しく、状況の改善が進まないことがあるので、全ての学校に訪問が行きわたるよう工夫する。
  - ・通常の学級における支援を必要とする児童生徒も増加していることから、特別支援学級担当者や特別支援教育コーディネーター、通級指導教室担当者等からの全教職員に向けた研修を充実させるべく、合理的配慮専門員が専門的な助言を行うなどサポートする。

## 事業内容

### ○合理的配慮専門員を派遣

→学校と学校、学校と家庭、校内の教員同士、学校と関係機関をつなぎ支援体制を確立

#### ①巡回支援訪問の実施

- ・子供の支援の方向性について具体的な関わり方や指導の仕方など助言
- ・ケース会議での助言
- ・校内支援体制への助言
- ・幼稚園への訪問を実施し、支援を必要とする幼児の早期把握、情報共有、関係機関の紹介

#### ②発達検査の実施

- ・子供の実態把握及び情報提供
- ・保護者とともに支援の内容について検討

#### ③家庭訪問の実施

- ・二次的な障害などから学校へ登校しにくくなっている家庭へ訪問し、学校とつなぐ。
- ・本人や保護者の思いを丁寧に聞き取る。

### 切れ目ない支援でつなぐ体制づくり

